

# 「設計等の業務に関する報告書」のインターネット閲覧の開始について

建築士事務所の開設者は、建築士法第23条の6の規定に基づき「設計等の業務に関する報告書」の提出が義務付けられており、建築指導課窓口にて閲覧を実施しております。

この度、**令和8年4月1日に提出されたものから**、報告書の閲覧を建築指導課窓口だけでなく、**インターネットでの閲覧を可能とすることとしました。**

つきましては、インターネット閲覧の開始に当たり下記事項についてご確認いただき、今後の作成にあたってはご注意くださいようお願いいたします。

## 注意事項

### 【第一面】

- ・令和3年1月1日より押印は廃止となっています。

**社印や個人印等の押印はしないでください。**

- ※行政書士が作成した場合、行政書士の記名・職印は記載してもかまいませんが、インターネットで公開する際は黒塗りさせていただくことになります。

### 【第二面・第四面】

- ・個人情報保護の観点から「建築用途」の欄に「〇〇邸」、「〇〇ビル」等、

**建築主の個人名等が入る記載はしないでください。**

（「一戸建ての住宅」、「事務所」等の用途のみ記載）

### 【その他】

- ・**報告書に記載する必要のない個人情報等は記載しないでください。**

### 【設計等の業務に関する報告書のインターネット閲覧】

建築士名簿・建築士事務所登録簿システム

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

問い合わせ先  
千葉県県土整備部都市整備局  
建築指導課建築指導室  
電話番号：043-223-3183